地区防災計画の作成について

令和5年度自主防災組織リーダー研修会

NPOセーフティネットぼうさい

みんなでつくる
地区防災計画

災害が起きたら、あなたはどうしますか？

～みんなで地区防災～

地震・火災
阪神淡路大震災

津波
東日本大震災

生死を分けるタイムリミットは

72時間

竜巻
愛知県豊橋市

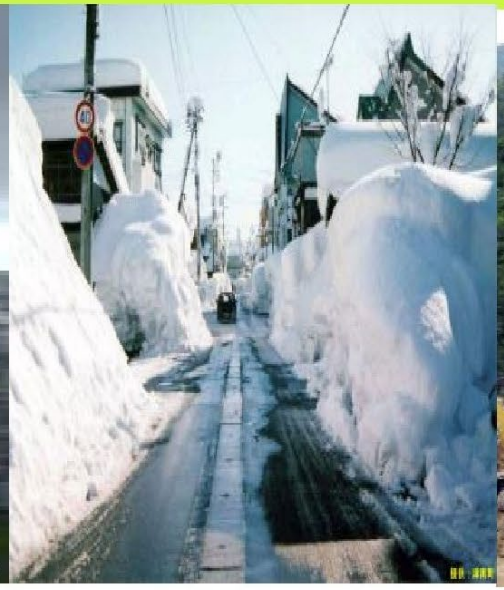

雪害
新潟県津南町

豪雨
中国・九州北部豪雨

みんなで「地区防災計画」を作ろう！

「十日町市地域防災計画」と「地区防災計画」の関係

「十日町市地域防災計画」は市全体の防災計画であり、「地区防災計画」はその地区に合った実践的防災計画である。

市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（「地区居住者等」）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（「地区防災計画」）について定めることができる。（災害対策基本法第42条第3項を要約）

十日町市の現況

- 地区防災計画を作成し市に報告済み
  下条地区自主防災会連絡協議会
  飛渡地区自主防災会

- 防災ワークショップを実施作成中
  ８地区（１３組織）

STEP－0　事前準備

○様々な場や機会を通じて、災害に対する備え（準備）の重要性について勉強してみましょう（学習会等に参加）。

○計画策定のためのグループ（組織）を構築し（※1）、地元行政（市町村や消防等）に連携方法を確認します。

防災学習会

防災セミナー・研修会

STEP－1　工程確認

○計画を策定する対象地区の地域の特性を把握し、起こりうる自然災害（リスク）を推定します。

○「まち歩き」をして、各自発見したことを記録。図書館等で地史文献を参照活用しながら、「防災マップ」を作ります（※2）。

○防災マップを使い、危険場所や避難場所等を共有し、計画策定のためのスケジュールや取組内容（避難・救助方法等）について話し合います。

防災まち歩き

防災マップ作成

A町内会の 防災マップ

※2）危険場所や避難場所等を写真やイラストで記録してみましょう。

STEP－2 策定前検証

○ワークショップ等を開催し、推定した自然災害(※3)による被害想定（課題抽出）を行います。そして、課題に対する減災対策を協議し、防災活動（訓練、備蓄、その他の共助支援策）等を計画した「計画素案」を作成します。

○計画素案に基づく各種訓練を実施し、実行性を確認します。

ワークショップ

避難訓練

※3）対象地区に過去発生した被害や他地区事例も調査してみましょう。

STEP－3 「計画」策定

○計画素案を基に「計画」を策定し、対象地区の全員に共有します。
（地元行政や防災士等知見者への協力要請を推奨(※4)します。）

※4）早い段階でアドバイスをもらうと悩みが解消し易くなります。

STEP － 4 「地域防災計画」へ

○管轄の市町村防災会議に「計画」を提案します（地域防災計画への採用判断が行われます）。

○採用後は、地区居住者等は当該地区防災計画に従い、防災活動の実施に努めましょう(※5)。

※5）災害対策基本法により、市町村防災会議は、必要があると認めるときには、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとなっています。

STEP － 5 計画の見直し

○定期継続的に「まち歩き」や各種訓練、ワークショップやアンケート等を実施し、対象地区の全員が実行可能な計画となるように随時見直します(※6)。

※6）内容を見直した場合にはすぐに周知して情報を共有しましょう。

（参考）災害対策基本法　第４２条の２　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

地区防災計画の策定は難しいのでは･･･。

☞全国各地で様々な地区防災計画が策定されています。まずは各地の取組事例を知るところから始めてみましょう。

こんな地区防災計画が作られています。（事例のご紹介）

事例❶　要配慮者への支援体制を構築

■要配慮者に対する地域支援体制づくり

災害発生時に助けが必要とされる要配慮者を「おねがい会員」、救助を行う支援者を「まかせて会員」として登録する制度を構築。災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導の他、平常時の見守りも実施。

■「ギリギリの共助」

地震後15 分以内において、要配慮者が自宅の玄関先にいた場合には、支援者が「同伴避難」、「車避難」 等ができるとする「ギリギリの共助」による支援体制を構築。

事例❷ 安否確認のルールを構築

■隣近所で確実な安否確認の実行

災害時に取るべき行動を「自身の安全確認」→「安全カードの提示」→「近所の確認」等、やるべき行動手順について文書で明確化し、安否確認のルールを構築。

「安全カード」を玄関ドアに掛け安否を知らせる

■「災害時住民支え合いマップ」の作成

災害時に誰がどの人の安否を確認し、助けるかを取り決め、要配慮者の自宅等を掲載した「災害時住民支え合いマップ」を作成。

■安否確認のIT化

マンション管理組合が全住居人の安否状況を確認可能とし、一時避難者も受け入れ可能。

事例❸ 避難所運営のルールを構築

■避難所運営マニュアルを作成し、訓練を毎年実施

地区住民で避難所生活の役割分担を取り決めた「避難所運営マニュアル」を作成し、各種実施訓練を毎年実施。

応急手当訓練

物資の仕分け

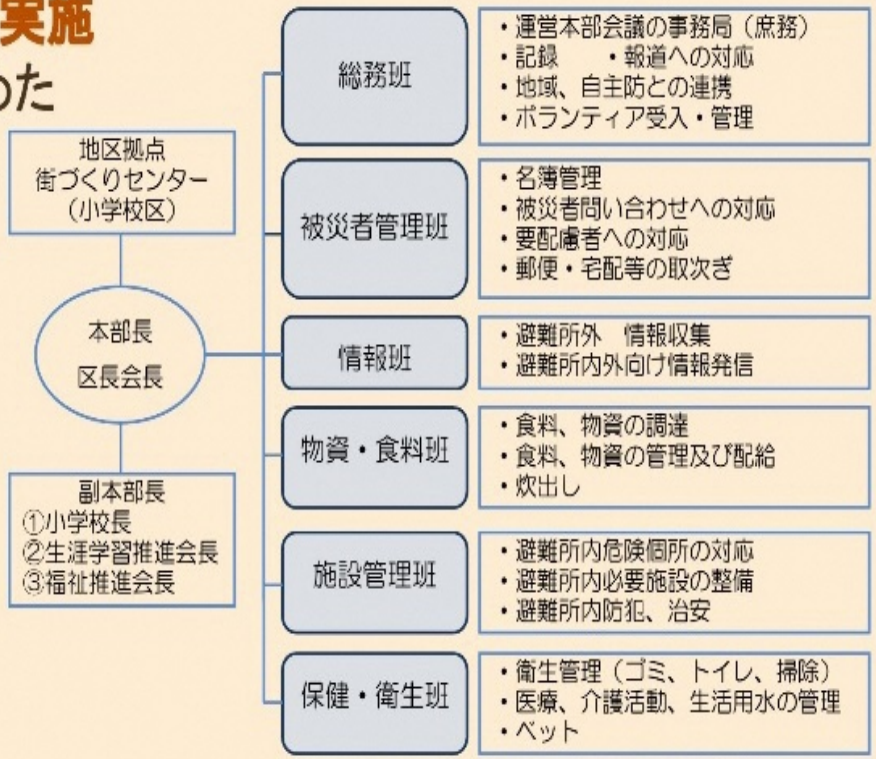

避難所における役割分担（例）

（事例のご紹介）

事例❹　避難基準のルール

■史上最悪の洪水に備える避難基準を独自に設定

住民避難の基準となる河川水位を独自に設定し、基準水位に達した際の対策本部の担当を決める。平常時の役割、災害時の役割も決めた「避難ルールブックと防災マップ」を全戸配布し、それに基づいて、充実した地区防災訓練を実施。

班名	平常時の役割	災害時の役割
指揮調整班	全体調整 防災機関その他との事前調整 防災資機材の点検（整備）	全体調整 防災機関その他との調整 被害・避難状況の全体把握
情報連絡班	啓発・広報 無線設備の点検（整備）	防災機関などからの情報収集・伝達
避難誘導班	避難経路の点検	住民の避難誘導
救出救護班	救出用器具の点検（整備）	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
給食給水班	給食・給水器具の整備・点検（整備）	炊き出し等の給食・給水活動
偵察情報班 消火水防班	消防用器具の点検（整備）	水害：水害現場の対応 地震：火災が発生した場合、消火活動を優先、被害・避難状況の把握
要支援者班	対象者の把握 支援体制・方法の検討・整理 個別計画の作成 定期的な個別計画の見直し・修正	見回り・声かけ等安否確認および避難行動要支援者の避難誘導

災害対策本部の活動体制